

大山駐車場地中熱融雪設備保守点検業務委託仕様書

1 業務の名称

大山駐車場地中熱融雪設備保守点検業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県立大山駐車場に設置されている地中熱融雪設備（1～4系統）の保守点検を行うもの。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 業務場所

鳥取県立大山駐車場内（西伯郡大山町大山40番地36ほか）

5 業務内容

（1）融雪設備保守点検業務

- ア 点検箇所：4ヶ所（1～4系統）
- イ 点検回数：別紙1のとおり
- ウ 点検時期：冬期運転時

（2）膨張タンク点検業務

- ア 点検箇所：1ヶ所（3系統）
- イ 点検回数：1回
- ウ 点検時期：冬期運転前

（3）不凍液分析業務

- ア 点検箇所：1ヶ所（3系統）
- イ 点検回数：1回
- ウ 点検時期：冬期運転前

6 設備概要

（1）各系統の概要

- ア 1系統（ $L=64.0\text{m}$, $A=352.0\text{ m}^2$ ）
- イ 2系統（ $L=64.0\text{m}$, $A=352.0\text{ m}^2$ ）
- ウ 3系統（ $L=19.0\text{m}$, $A=198.0\text{ m}^2$ ）
- エ 4系統（ $L=88.0\text{m}$, $A=484.0\text{ m}^2$ ）

（2）その他

- ア 制御盤の設置箇所
 - （ア）1～3系統：第3駐車場内ポンプ室
 - （イ）4系統：第5駐車場内9号ポンプ室
- イ 循環ポンプ、電磁流量計等の設置箇所
 - （ア）1、2系統：第3駐車場内ポンプ室
 - （イ）3系統：第2駐車場（立体駐車場）内ポンプ室
 - （ウ）4系統：第5駐車場内9号ポンプ室

7 点検方法

（1）融雪設備保守点検業務

日常点検及び定期点検表（別紙1）に基づき行い、別添「地中熱融雪設備点検記録表」に記録すること。

（2）膨張タンク点検業務

本体及び管等の損傷の有無を目視にて点検し、膨張タンク内の不凍液を抜き、封入圧力を検査すること。

（3）不凍液分析業務

不凍液の精密分析（劣化状況確認）を実施すること。

なお、精密分析の項目は、pH値・予備アルカリ度・凍結温度・金属濃度（全亜鉛、全鉄）、沈殿量とする。

（4）（1）及び（2）の点検又は（3）の分析により異常が認められた場合はただちに発注者に報告し、原因追及及び対策検討後、発注者の指示により必要な復旧整備を行うこと。

（5）業務期間中に雷等で設備に不具合が生じた場合は、現場において緊急対応を行うこと。

8 数量総括表

項目	数量	単位	適要
地中熱融雪設備保守点検業務			
1～4系統			
保守計画・準備	1	式	
打合せ協議	1	式	
保守点検整備	4	箇所	
膨張タンク点検	1	箇所	3系統
不凍液注入(※)	60	L	原液18L（地中熱ブライン） 濃度30%以上
不凍液分析	1	箇所	3系統
総合調整	1	式	
保守点検資料整理	1	式	

※使用する不凍液原液は発注者が用意する。

9 業務上の注意点

(1) 担当者の配置

- ア 受注者は、本業務における担当者（以下「担当者」という。）を定め、連絡先とともに発注者に通知するものとする。
- イ 担当者は、当該設備に関する技術並びに知識、業務経験を十分に有している者でなければならない。
- ウ 担当者は、発注者からの連絡を常時受けられる状態にしなければならない。

(2) 打合せ等

- ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、担当者と発注者は常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- イ 本業務着手時及び設計図書で定める本業務の区切りにおいて、担当者と発注者は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
なお、打合せは業務開始時と業務完了時の2回を予定している。
- ウ 担当者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(3) 現場管理

- 現道部等を調査する場合は、交通の安全に配慮し道路管理者及び所轄警察署と協議すると共に、現場における標識類の設置について必要な処置を講じること。
また、第三者への影響の無いように十分配慮すること。

(4) 成果物の提出

- ア 受注者は、本業務が完了したときは、完了の日から10日以内に成果物（報告書1部）を業務完了通知書（様式自由）とともに提出し、検査を受けるものとする。
- イ 受注者は、発注者の指示する場合で、同意した場合は業務期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- ウ 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

(5) 点検時期

- 冬季運転前の点検については降雪までに完了することとし、令和8年12月1日までに設備の稼動が可能となるよう調整すること。

(6) 疑義等

- 本業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は、発注者と協議し、速やかに処理すること。

(7) その他

- ア 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（令和7年度版）によるほか、その他本業務に適用される関係法令によること。
- イ 本業務で生じたゴミ等は受注者において関連法令に従って適正に処分すること。
- ウ 作業に必要な器具は受注者において準備すること。
- エ 本業務実施に伴い既成部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。
また、第三者に被害を及ぼした場合は、補償を行うこと。
- オ 本業務を遂行する際には、設計条件（別紙2）及び融雪装置保守点検図面（別紙3）の内容を確認すること。